

檢疫所業務管理室

〈検疫所業務管理室〉

- ・中東呼吸器症候群における検疫対応について(抄).....3
- ・鳥インフルエンザA(H5N1又はH7N9)における検疫対応について(抄).....10

(参考：改正後全文)
健感発 0724 第 3 号
平成 26 年 7 月 24 日

健感発 0918 第 7 号
一部改正 平成 27 年 9 月 18 日

健感発 0707 第 3 号
一部改正 平成 29 年 7 月 7 日

各 検 疫 所 長 殿

健康局結核感染症課長
(公印省略)

中東呼吸器症候群における検疫対応について (抄)

中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MER S コロナウイルスであるものに限る。以下単に「MER S」という。）については、「検疫法施行令の一部を改正する政令」（平成 26 年政令第 258 号）及び「検疫法施行規則の一部を改正する省令」（平成 26 年省令第 82 号）が、平成 26 年 7 月 16 日に公布され、同月 26 日から施行されることに伴い、下記のとおり対応に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 基本的事項

1. 定義

(1) MER S 疑似症患者

検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 12 条の規定に基づく質問並びに同法第 13 条の規定に基づく診察及び検査により、以下のア又はイ（以下「定義 1」という。）に該当する者（ただし、これらの者がMER Sではなく他の疾病によることが明らかかな場合を除く。）をMER S 疑似症患者とすること。なお、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日付け健感発第 0308001 号）の別紙に定める「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（以下「届出基準」という。）（別添）における疑似症患者の定義（以下「定義 2」という。）

に該当する者についても、MERS疑似症患者とすること。

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、かつ臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDS等の肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内に流行国（※1）において、MERSであることが確定した患者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴（※2）があるもの

イ 発熱又は急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内に、MERSであることが確定した患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERSであることが確定した患者と同居（当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。）していたもの又はMERSであることが確定した患者の気道分泌液、体液等の汚染物質に直接接触したもの

※1 流行国：中東地域の一部

具体的には、「検疫法第2条第3号に規定する検疫感染症のうち中東呼吸器症候群の流行国について」（平成26年7月24日付健感発0724第2号）に定める国。

なお、届出基準（別添）第3の5の（4）感染が疑われる患者の要件における「WHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域」についても、本通知に定める「流行国」とする。

※2 ヒトコブラクダとの濃厚接触歴：ヒトコブラクダの鼻や口等との接触（ヒトコブラクダから顔を舐められるなど）や、ヒトコブラクダの生のミルクや非加熱の肉などの摂取。

（2）健康監視対象者

検疫法第12条の規定に基づく質問により、14日以内にMERSの流行国において、①MERSであることが確定した患者との接触歴がある者及び②ヒトコブラクダとの濃厚接触歴がある者を健康監視対象者とする。また、14日以内にMERSの流行国に限らず、③MERSであることが確定した患者を診察、看護若しくは介護していた者、④MERSであることが確定した患者と同居していた者、⑤MERSであることが確定した患者の気道分泌液、体液等の汚染物質に直接接触した者、⑥機内等でMERS疑似症患者と接触した者を健康監視対象者とする。

なお、⑥については、到着前にMERSの感染が疑われる者が確認され、機内検疫等を行った結果、定義1に該当する者が確認された場合において、当該者と同一旅程の同行者（ツアー等で出国から帰国まで行動を共にする者をいう。）並びに当該者に対応した乗員及び周辺座席の乗客のうち検疫所長が飛沫等を介し感染したおそれがあると判断した者とする。

（3）MERS患者（確定例）

国立感染症研究所において、PCR検査によりMERSコロナウイルスの少なくとも2つの遺伝子領域で確認された者とする。

2. 質問及び診察

MERSの流行国に滞在後入国する者に対し、必要に応じ、検疫法第12条の規定に基づく質問及び同法第13条の規定に基づく診察を行うこと。質問及び診察の結果、MERS疑似症患者の定義1に該当する場合又は定義2に該当することを疑い検査（以下「定義2の検査」という。）を実施（※3）する場合には、直ちに検疫所業務管理室（結核感染症課へは、検疫所業務管理室を経由して報告）へ報告を行うとともに、検体（咽頭拭い液又は喀痰）を採取し、PCR検査を実施すること。PCR検査は、検疫所で実施することが原則であること。ただし、検査機器の設備を有しておらず、かつ、検査を実施できる検疫所まで検体を搬送することが非効率な位置に所在する検疫所（支所及び出張所）においては、採取した検体について、最寄りの地方衛生研究所に依頼すること等により検査を実施できる体制を整えること。PCR検査を地方衛生研究所に依頼する場合においては、事前に依頼する地方衛生研究所が所在する都道府県等と協議し、体制を整えておくこと。

※3 定義1には該当しないが、届出基準（別添）第3の5の（4）感染が疑われる患者の要件のア、イ又はウのいずれかに該当し、MERS疑似症患者である蓋然性があると判断された場合に検査を実施すること。

検体は、「MERSコロナウイルスに係る検査マニュアル」（平成26年5月30日付け検疫所業務管理室事務連絡）に従い搬送すること。

なお、定義1に該当すると判断し、PCR検査を実施する場合、検疫所（地方衛生研究所の場合を含む。）の検査結果と並行して、最も速やかに搬送できる手段により国立感染症研究所へ検体を搬送すること。定義2の検査を実施する場合は、まずは検疫所（地方衛生研究所の場合を含む。）で検査を行うこととし、国立感染症研究所でのPCR検査を並行して行う必要はないこと。ただし、検査の結果陽性の場合には、速やかに国立感染症研究所へ検体を搬送すること。

定義2の検査を実施する場合、感染拡大防止のため、検査結果が判明するまでの間、当該検査の対象となる者に対し、検疫所に留まるよう依頼し、同意を得ること。やむを得ず当該者が検疫所から帰宅する場合は、サージカルマスクを着用させ、人混みを避け、可能な限り公共交通機関を使用しないように指導するとともに、帰宅後においてもできる限り外出を避けるよう説明すること。あわせて、PCR検査の結果について、当該者に速やかに連絡できる体制を確保すること。

また、診察及び検査の結果、MERS疑似症患者に該当すると判断した場合には、報告様式（様式1）により直ちに検疫所業務管理室（結核感染症課へは、検疫所業務管理室を経由して報告）へ経過報告を行うとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条第1項の規定に基づき、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」

（平成18年3月8日付け健感発第0308001号）において定める「中東呼吸器症候群（MERS）発生届（別記様式2-5）」を最寄りの保健所長を経由して都道府

県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。以下同じ。）に届け出ること。併せて、報告様式（様式1）により当該都道府県知事に報告を行い、当該都道府県知事によって当該者の入院措置が適切に行われるよう必要な協力を行うこと。

なお、国立感染症研究所において、PCR検査によりMERSコロナウイルスの少なくとも2つの遺伝子領域が確認された場合又は分離・同定によりMERSコロナウイルスが検出された場合には、MERS患者（確定例）として、検疫法第26条の3の規定に基づき、当該者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地）を管轄する都道府県知事に検疫法施行規則（昭和26年厚生省令第53号）第9条の4で定める事項を通知すること。

3. 健康監視

健康監視対象者について、検疫法第18条第2項の規定に基づく健康監視として、当該者の国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所について、調査票（様式2）により報告を求め、健康監視対象者用指示書（様式3）を手渡し、出国日（接触の可能性のある日が特定できる場合は当該日）から336時間（14日）内において、1日2回（朝・夕）の体温その他の健康状態について報告を求め、又は質問を行うこと。

健康監視対象者が発生した場合には、報告様式（様式1）により直ちに検疫所業務管理室（結核感染症課へは、検疫所業務管理室を経由して報告）へ経過報告を行うとともに、報告様式（様式1）により当該者の居住地を管轄する都道府県知事に対し健康監視の実施について情報提供すること。

健康監視対象者からの報告又は当該者への質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、検疫法第18条第3項の規定に基づき、当該者に対し、MERSの予防上必要な事項を指示すること。また、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に当該指示した事項その他の検疫法施行規則第6条の3で定める事項を通知書（様式4）により通知すること。さらに、その後の当該者への対応について都道府県知事と連携を図ること。なお、到着前にMERSの感染が疑われる者が確認され、機内検疫等を行った結果、定義2の検査を実施する場合において、当該者と同一旅程の同行者（ツアー等で出国から帰国まで行動を共にする者をいう。）並びに当該者に対応した乗員及び周辺座席の乗客のうち検疫所長が飛沫等を介し感染したおそれがあると判断した者については、氏名並びに国内における居所及び連絡先について把握しておくこと。

4. 健康状態質問票及び健康管理カードの取扱い

結核感染症課が海外のMERSの発生状況に鑑み検疫所長宛て別途指示した場合は、MERSの流行国に滞在した入国者に対し、検疫法第12条の規定に基づき、別途定める健康状態質問票による質問を直ちに実施すること。その結果、異状のない者に対しては、同法第27条の2第1項の規定に基づき、健康管理カード（様式

5) を配付し、その予防方法等について情報提供を行うこと。

5. 仮検疫済証の交付

MERSの流行国を発航し、又は寄航してから336時間以内に来航した船舶（MERSの流行国に滞在した者を洋上で乗り移らせた船舶を含む。）及び航空機については、検疫の結果、MERSの国内への侵入のおそれがほとんどないと判断した場合には、検疫法第18条第1項の規定に基づき、336時間を超えない期間を定めて、仮検疫済証を交付すること。

6. 検疫業務に対応する検疫官について

検疫官が検疫業務に従事した後は、手洗い（消毒用エタノール等による手指の消毒）等の徹底を図ること。

検疫官がMERSの感染が疑われる者と接触する場合には、当該者にサージカルマスクを着用させるとともに、検疫官はサージカルマスク及び手袋を着用し、また、検査材料を採取する場合には、N95マスク、手袋、防護衣及びゴーグル（フェイスガードでも可）を着用すること。また、MERS患者（確定例）又はMERS疑似症患者と接触歴があったことが確認された検疫官は、都道府県知事が実施する感染症法第15条の規定に基づく積極的疫学調査の対象となる場合があるので、当該調査に協力すること。

7. 情報の提供

外国に行こうとする者及び外国から来た者に対し、検疫法第27条の2第1項の規定に基づき、MERSの外国における発生状況及びMERSの予防の方法について、各検疫所のホームページへの掲載並びに各空港や港湾の検疫窓口・ブース及び出国ロビーにおけるポスターの掲示及びリーフレット（別紙1）の設置等により積極的に情報提供するよう努め、注意喚起すること。

第2 検疫対応

1. 航空機の検疫

MERSの流行国を発航し又はそれらの国に寄航して来航する航空機からの検疫法第6条の規定に基づく通報（以下「検疫前の通報」という。）により、有症者の発生報告を受けた場合には、当該航空機の到着前に、航空機の長に対しMERSの感染が疑われる者の有無について確認を求めること。その結果、MERSの感染が疑われる者の搭乗が把握できた場合、または否定できなかった場合には、航空会社を通じ、当該航空機内における感染防御対策の実施状況について把握するよう努めること。

また、検疫前の通報により、有症者の発生がないことが報告された場合においても、MERSの流行国に滞在した全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いること、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけること等により、可能な限り有症者等を発見するよう努めること。

2. 船舶の検疫

14日以内に、MERSの流行国を発航し、又はそれらの国に寄航してから来航する船舶については、検疫前の通報と併せ、MERS追加通報項目（様式6）の提出を求めること。さらに、船医が乗船している客船については、これらに加えて船医申告書（様式7）及び診療記録簿（様式8）の提出を求めること。なお、船医申告書及び診療記録簿については、船医等から同様の医療情報等が入手できる場合は、提出を省略することができる。

このほか、発熱等を呈している者の有無や入港までの期間に応じ、船舶の検疫は次のとおり対応すること。

- (1) 14日以内に、MERSの流行国を発航し、又はそれらの国に寄航してから来航する船舶について、検疫前の通報等により、発熱又は急性呼吸器症状を呈している乗客等の乗船が確認された場合

当該船舶の到着前に、船舶の長に対しMERSの感染が疑われる者の有無について確認を求めること。その結果、MERSの感染が疑われる者の乗船が把握できた場合には、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施すること。

なお、MERSの流行国に滞在した全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いること、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけること等により、可能な限り有症者等を発見するよう努めること。

検疫所長は、検疫法第8条第3項の規定に基づき、船舶代理店等を通じ当該船舶に対し臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を指示するとともに、適切な感染防御対策が講じられているか確認すること。また、必要に応じ、健康相談等を行う場所の確保などを、船舶代理店等を通じ当該船舶に指示すること。

- (2) 14日以内に、MERSの流行国を発航し、又はそれらの国に寄航してから来航する船舶について、検疫前の通報等により、発熱又は急性呼吸器症状を呈している者は乗船していないことが報告された場合

客船（貨客船を含む。）については、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を

実施し、船医等からの聴取、医療記録等から、MER Sの感染が疑われる者の有無について確認すること。

なお、MER Sの流行国に滞在した全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いること、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけること等により、可能な限り有症者等を発見するよう努めること。

貨物船については、MER Sの侵入防止に万全を期すために、船舶代理店等を通じ、追加通報項目（様式6）により、船舶の長に対しMER Sの感染が疑われる者の有無について改めて確認を求め、MER Sの感染が疑われる者が乗船していない旨の確認がとれた場合において、無線検疫により対応すること。

(3) MER Sの流行国を発航し、又はそれらの国に寄航してから14日を過ぎた後に来航する船舶の場合

客船（貨客船を含む。）については、検疫前の通報により有症者の発生の有無の確認を行うとともに、MER Sの感染が疑われる者が乗船していない旨の確認がとれた場合において、無線検疫により対応すること。

貨物船については、通常どおりの通報により対応すること。

3. 関係機関等との連携

検疫所長は、検疫の実施に際し、MER Sの国内における感染拡大を防止するため、関係行政機関や都道府県との間で情報の共有及び連携強化を図りつつ、対応に当たること。

また、危機管理事象発生時に備え、空港及び港湾における検疫業務に係る事業所等の緊急連絡先等をあらかじめ把握するよう努めること。

様式1：報告様式（検疫所業務管理室、結核感染症課、都道府県等宛）
（中東呼吸器症候群（MER S）について）

様式2：調査票

様式3：健康監視対象者用指示書

様式4：通知書

様式5：健康管理カード

（中東諸国で中東呼吸器症候群（MER S）が発生しています）

様式6：追加通報項目
（MER S追加通報項目）

様式7：船医申告書

様式8：診療記録簿

別紙1：リーフレット
（中東呼吸器症候群（MER S））

別紙2：フローチャート
（MER Sに関する検疫対応フロー）

別添：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日付け健感発第0308001号）の別紙に定める「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」

様式1～様式8（略）
別紙1～別紙2（略）
別添（略）

健感発第1017001号
平成18年10月17日
(平成20年7月1日一部改正)
(平成23年8月19日一部改正)
(平成25年4月26日一部改正)

各 検 疫 所 長 殿

健康局結核感染症課長
(公印省略)

鳥インフルエンザA (H5N1又はH7N9) における検疫対応について(抄)

鳥インフルエンザA (H5N1) については、「検疫法施行令の一部を改正する政令」(平成18年政令第209号)及び「検疫法施行規則の一部を改正する省令」(平成18年省令第127号)が、平成18年6月2日に公布、同月12日から施行され、鳥インフルエンザA (H7N9) については、「検疫法施行令の一部を改正する政令」(平成25年政令第131号)及び「検疫法施行規則の一部を改正する省令」(平成25年厚生労働省令第63号)が、平成25年4月26日に公布、同年5月6日から施行されることに伴い、鳥インフルエンザA (H5N1又はH7N9) 患者の発生国に滞在し来航する者について、下記のとおり対応されたい。

記

第1 基本的事項

1. 定義

38℃以上の発熱(解熱作用のある薬剤を使用している場合には、38℃以下であっても全身倦怠等の症状をもって発熱と同じ状態とみなす。以下同じ。)及び急性呼吸器症状があり、かつ、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する者(以下「要観察例」という。)に対し、①質問、②診察、又は③健康監視(3参照)により対応することとする。

- (1) 10日以内に鳥インフルエンザウイルスA (H5N1又はH7N9) に感染している若しくはその疑いのある鳥※(死体を含む。)への濃厚接触歴(糞便・羽の吸引や死体・臓器への直接接触など)。

※鳥インフルエンザA (H5N1): 鶏、あひる、七面鳥、うずら。

鳥インフルエンザA (H7N9): 鶏、あひる、ハト。

- (2) 10日以内に鳥インフルエンザA (H5N1又はH7N9)患者(疑い例も含む)との濃厚接触歴(通常環境下では飛沫の飛散距離である2m以内を目安とする。)

なお、(1)又は(2)に該当しない者であっても、必要に応じ、本人の同意を得て、①質問、②診察、又は③健康監視により対応するものとする。

2. 診察

鳥インフルエンザA (H5N1又はH7N9)患者の発生国に滞在後入国する者に対し、必要に応じ、検疫法(昭和26年法律第201号)第12条の規定に基づく質問及び同法第13条の規定に基づく診察を行う。なお、診察において要観察例と判断した場合には、検査材料(咽頭拭い液。医師の判断又は状況に応じて、喀痰や鼻腔拭い液も採取する。)を採取し、PCR法による遺伝子の検出を実施し、又は検疫官をしてこれを行わせること。PCR法による遺伝子の検出については、検疫所で実施することが原則であるが、検査機器の設備を有しておらず、かつ、検査実施検疫所までの検体搬送が不適当な位置に所在する検疫所(支所及び出張所)については、採取した検体について、最寄りの地方衛生研究所に依頼するなどにより実施できる体制を整える(PCR法による遺伝子の検出を地方衛生研究所に依頼するにあたっては、事前に当該都道府県と協議し、体制を整えておく)こと。

検査材料は、「鳥インフルエンザA (H5N1・H7N9)に係る検査マニュアル」(検疫所業務管理室事務連絡)に従い搬送すること。

当該診察の結果、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者で、H5又はH7亜型が検出された場合には、国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター第二室に確定診断のため、検査材料を送付するとともに、鳥インフルエンザA (H5N1又はH7N9)疑似症患者として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第12条第1項の規定に基づき、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発第0308001号)において定める別記様式2-5又は6-1を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出ること。

なお、届出の際には、国立感染症研究所へ確定検査を依頼中である旨及び検体整理番号を※※(その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項)の欄に記載すること。

38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者のうち、検査材料から直接のPCR法による遺伝子の検出若しくは分離・同定による病原体の検出により、H5N1又はH7N9亜型が検出された場合には、検疫法第26条の3の規定に基づき、当該者の居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地)を管轄する都道府県知事に厚生労働省令で定める事項を通知すること。

要観察例と判断した以降の対応については、直ちに検疫所業務管理室及び結核感染症課へ経過報告を行うこと。検査の結果、当該者が疑似症患者若しくは鳥インフルエンザA(H5N1又はH7N9)患者であることが確定した場合、感染症法第12条第1項及び検疫法第26条の3の規定に従って、通知を行うとともに、当該者が存在した区域の都道府県知事に対して、厚生労働大臣が感染症法第15条の感染症の発生の状況、動向及び原因の調査について、同法第63条の2に基づき指示を行うので、検疫所長は、それに伴う結核感染症課の指示に従うこと。

3. 健康監視

検疫法第12条の質問及び同法第13条の診察により、要観察例と診断された者及び入国時、発熱等の症状がみられない者で、同法第12条の質問により、1の(1)又は(2)の接触歴のいずれかが確認された者について、同法第18条第2項の規定により、当該者の国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所について、「調査票」(様式1)により報告を求め(要観察例と診断する際に健康状態質問票を使用した場合は、これに代えることも可)、「健康監視対象者用指示書」(様式2)を手渡し、240時間を超えない範囲において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、若しくは質問を行い、又は検疫官をしてこれらを行わせること。(基本的には、発症時等の自己申告を促すこととするが、検疫官においても健康状態を定期的に確認すること。)

なお、到着前に要観察例が機内にいることが確認された場合には、検疫官は機内において、要観察例と同一旅程の同行者(単に出発地において合流した場合を除く)、要観察例の2m以内の範囲等に搭乗着座していた乗客、要観察例と対応した乗員のうち検疫所長が要観察例の飛沫等を介し感染したおそれがあると判断した者について、当該者の氏名並びに国内における居所及び連絡先について把握しておくこと。

240時間を超えない範囲において、報告又は質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、同法第18条第3項の規定に基づき、当該者に対し保健所その他の医療機関において診察を受けるべき旨その他鳥インフルエンザA(H5N1又はH7N9)の予防上必要な事項を指示するとともに、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)に当該指示した事項その他の厚生労働省令で定める事項を「通知書」(様式3)により通知すること。

なお、健康監視に付した者が発生した場合には、直ちに検疫所業務管理室及び結核感染症課へ経過報告を行うこと。当該者が鳥インフルエンザA(H5N1又はH7N9)の患者又は疑似症患者であることが確定した場合、感染症法第12条第1項及び検疫法第26条の3の規定に従って、通知を行うとともに、当該者が存在した区域の都道府県知事に対して、厚生労働大臣が感染症法第15条の感染症の発生の状況、動向及び原因の調査について、同法第63条の2に基づき指示を行うので、検疫所長は、それに伴う結核感染症課の指示に従うこと。

4. 健康状態質問票及び健康管理カードの取扱い

結核感染症課が、海外の鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の発生状況にかんがみ、検疫所長あて別途指示した場合は、直ちに患者発生国に滞在した入国者に対し、検疫法第12条の規定に基づき、別途定める健康状態質問票による質問を実施すること。その結果、異状のない者に対しては、同法第27条の2第1項の規定に基づき、「鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の発生国に滞在された方へ」（以下「健康管理カード」という。様式4）を配付し、その予防方法等について情報提供を行うこと。

5. 仮検疫済証の交付

鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の患者発生国を発航し、若しくは患者発生国に寄航してから240時間以内に来航した船舶（鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の患者発生国に滞在した者を洋上で乗り移らせた船舶を含む）及び航空機については、検疫の結果、鳥インフルエンザウイルスA（H5N1又はH7N9）の国内への侵入のおそれほとんどないと判断した場合には、検疫法第18条第1項の規定に基づき、240時間を超えない期間を定めて、仮検疫済証を交付すること。

6. 検疫業務に対応する検疫官について

検疫官が検疫業務に従事した後は、除染のための手洗い（消毒用エタノール等による手指の消毒）等の徹底を図ること。

検疫官が要観察例と接触する場合には、要観察例にマスクを着用させるとともに、マスク及び手袋を着用し、また、検査材料を採取する場合には、N95マスク、手袋、防護衣及びゴーグル（又はフェイスガード）を着用するよう指示すること。

また、鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の患者又は疑似症患者と接触歴があったことが確認された検疫官は、都道府県知事が実施する感染症法第15条の規定に基づく積極的疫学調査の対象となる場合があるので、協力するよう指示すること。

7. 情報の提供

検疫法第27条の2第1項の規定に基づき、外国に行こうとする者及び外国から来た者に対し、鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の外国における発生状況及びその予防の方法に関する情報について、各検疫所のホームページへの掲載並びに各空港や港湾の検疫窓口・ブース及び出国ロビーにおけるポスターの掲示及びパンフレットの設置等により、積極的な情報提供に努め、感染の未然防止、入国時の健康相談の利用を喚起すること。

第2 検疫対応

1. 航空機の検疫

鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の患者発生国から来航する航空機

からの検疫前の通報（検疫法第6条）により、患者の発生報告を受けた場合には、到着前に航空機の長に、要観察例の定義に該当する事項を確認し、その結果、要観察例の定義に合致する者が搭乗していることが把握できた場合には、航空会社等に、航空機内における感染防御対策が実施されていることを把握するよう努める。

また、検疫前の通報（検疫法第6条）により、患者の発生がないことが報告された場合においても、鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の患者発生国に滞在し入国する全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いる、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけるなどにより、可能な限り患者等を発見するよう努めること。

2. 船舶の検疫

- (1) 鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の患者発生国を発航して、10日以内に来航するに当たり、検疫前の通報（検疫法第6条）により発熱及び急性呼吸器症状を呈している乗客等が乗船していることが確認された場合

到着前に船舶の長に、要観察例の定義に該当する事項について確認を求め、その結果、要観察例が乗船していることが把握できた場合には、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施すること。

また、鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の患者発生国に滞在し入国する全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いる、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけるなどにより、可能な限り患者等を発見するよう努めること。

検疫所長は、船舶代理店等を通じ当該船舶に対し、検疫法第8条第3項の規定により、臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を指示するとともに、適切な予防対策が講じられているか確認すること。

- (2) 鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の患者発生国を発航し、10日以内に来航し、検疫前の通報（検疫法第6条）により、発熱及び急性呼吸器症状を呈している者は乗船していないことが報告された場合

客船（貨客船を含む）については、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施すること。貨物船については、鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の侵入防止に万全を期すために、船舶代理店等を通じ、船舶の長に、要観察例の定義に該当する事項について改めて確認を求め、該当者がいない旨、確認がとれた場合において、無線検疫により対応することとする。

- (3) 鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）患者発生国を発航して10日を過ぎた後に来航する場合

客船（貨客船を含む）については、検疫前の通報（検疫法第6条）により、患者

の発生の有無の確認を行うとともに、患者発生国を発航後、要観察例に該当する者がいない旨、確認がとれた場合において、無線検疫により対応することとする。
貨物船については、通常どおりの通報により対応するものとする。

3. 関係機関等との連携

検疫所長は、検疫の実施に際し、鳥インフルエンザA(H5N1又はH7N9)の国内における感染拡大を防止するため、関係機関、都道府県等と、情報の共有、連携強化を図り、対応に当たること。

また、空港及び港湾における検疫業務に係る事業所等については、危機管理に備え、緊急時の連絡先等の把握に努めること。

1. 様式1：調査票
2. 様式2：鳥インフルエンザA(H5N1又はH7N9)発生国から帰国・入国された方へ（健康監視対象者用指示書）
3. 様式3：通知書
4. 様式4：鳥インフルエンザA(H5N1又はH7N9)の発生国に滞在された方へ（健康管理カード）

様式1～様式4（略）